

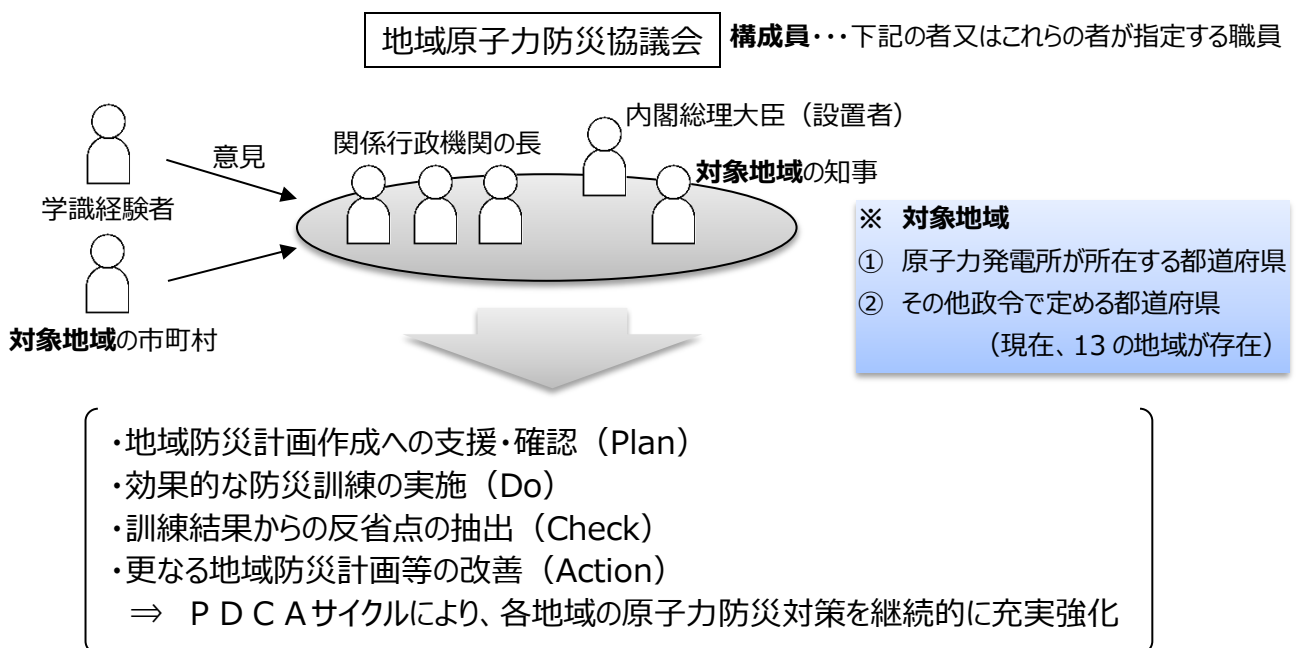
原子力災害対策特別措置法の一部改正案の概要（②）

背景

- 1 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む。以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。
- 2 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。

概要

1 地域原子力防災協議会の法定化



2 地域防災計画の作成に当たっての原子力規制委員会の関与 ※赤色部分を追加

